

Title	木下和夫 藤田晴 橋本徹著 現代財政政策の理論
Sub Title	
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.2 (1959. 2) ,p.170(66)- 175(71)
JaLC DOI	10.14991/001.19590201-0066
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590201-0066">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590201-0066</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

木下和夫  
藤田晴著  
橋本徹

『現代財政政策の理論』

(一)

財政政策の理論は、大不況とともに生れ、第二次大戦中にはぐくまれ、戦後に成熟したといわれている。事実また「現代財政政策の理論」というひとつのジャンルを考えると、その基本線をたどってゆくと、ケインズ革命に端を発する完全雇用財政政策論に発展の起点を求めることができる。ここにいう完全雇用財政政策論の意義は、古典的財政論の伝統的諸原則の妥当性を否定ないしは限定したことにあるといつてよい。古典的体系のもとでの諸要請——(1)均衡予算、(2)予算規模の縮小、(3)貯蓄課税に対する消費課税の優位、(4)公債発行の制限、(5)生産的公共投資の消費的それに対する優先、(6)民間投資回復のための公債償還の促進——これらに対する批判の声は、同時に新しい財政政策論の誕生を高らかに告げるものであった。

この完全雇用財政政策論をもって、新しい財政政策論発展の第一段階とすることができるならば、この達成された完全雇用所得水準の下での安定的均衡を図る補整的(および自動安定的)財政政策論をもって、その発展の第二段階と呼んでよいであろう。これは、財政をして経済変動のための平衡要因として利用する政策といわれているように、財政収支の調整により経済活動水準の循環的変動を補整し、安定的な高度の総需要水準を確保することによって、経済の安定化を図ろうとする政策を裏書きしている。この種の財政政策に対する関心は、戦後のインフレ期を経て急激にたかまったとみることができ、はじめに、財政収支を積極的に操作することにより経済変動を緩和しようとする補整的財政政策論が現われ、ついで財政収支そのものもつ自動安定化機構のメカニズム検討に興味が集めた事実は、この第二段階での財政政策論に内在する特色と限界とを示唆している。

財政政策論が拡充し、経済成長の下に問題をあらたに再検討するようになったのは、きわめて最近のことである。これまでの完全雇用所得水準を所与とし、資本蓄積一定とした短期分析に代って、長期的に完全雇用を維持する課題に関心が集まった。それは、資本蓄積、労働人口増加、資本ならびに労働の生産性向上に応じて変動する完全雇用所得水準の趨勢を、分析の対象とするものである。このような財政政策論のいまひとつの発展は、あたかも所得分析から資本分析への移行が、現代経済学をして貯蓄投資の所得水準決定理

論から貯蓄投資の成長率決定理論にむかわしめ、経済成長理論の登場という形をとってあらわれたことと対応するものである。このような経済成長過程での財政の役割を重視し、経済成長を積極的に促進しようとする長期的財政政策論は、戦後わが国においてもやましく論ぜられた後進国経済開発問題にも、有力な分析武器を提供している。というのは、後進国に求められているのは、資本設備の増大と生産力の増進を図る資本蓄積のための理論であって、投資の生産力効果を無視した短期的所得分析ではないからである。しかし、このような特徴をもつ長期的財政政策論をもって、新しい第三の段階を意味するとすれば、現在は、このような財政政策論の生成発展過程の途上にあるといつてよいであろう。

(二)

ここで紹介しようとする「現代財政政策の理論」は、この新しい財政政策論発展の追求に、わが国におけるパイオニアとして、常に巨歩を進めている木下和夫、藤田晴、橋本徹の三氏による共同労作である。それは、財政政策論の最近の急速な発展と、注目すべき多くの成果が結出した結果として、生れるべく生れたともいえるであろう。しかし、本書において選ばれた主題のもつ意義と、その主題について示された透徹した分析とを考えあわせれば、本書の出現を戦後における財政理論領域での、貴重な貢献のひとつに数えることは、決して当を失したのではない。のみならず本書のもつ構成

と見透しは、この分野における国際水準と照しあわせても、少しも遜色のない内容の充実を誇りうると思う。

本書の構成は四章にわけられている。第一章の「現代財政政策の基礎理論」では、現代財政政策の意義について、その性格と目標、政策主体を明らかにする。ここでは、財政政策は経済政策のうち最も中心的な役割を与えられ、「経済組織の効率性と分配の平等性と改善を促進することが、国家という政策主体の必要かつ充分な活動領域である」と要約されている。したがって、資源の最適配分と所得の(最適)再分配をめぐる財政政策の役割が、ここでは最近時の厚生経済学の理論的水準の下で検討が加えられる。そしてこれは、財政政策と完全雇用、所得決定、価格水準安定、そして貨幣金融政策との関連とともに、次章より展開される議論の礎石とベース・バックアップとを与えるものである。

第二章「財政政策と完全雇用」では、現代財政政策の理論体系の出発点をケインズに求め、伝統的財政政策論からの乖離の過程がまず説かれている。あらたに生れた完全雇用財政政策の理論的前提と構造が、次に紹介され、さらにそれを基礎として、選択的財政政策のモデルによる定式化が、拡張効果と収縮効果のそれぞれについて与えられている。そして、ここでの選択的財政政策分析(均衡財政分析を含めて)のもつ形式性と単純性を落すため、次にモデルの前提となった仮定について検討がすすめられ、より一般的な現実的結論をえようとする試みが行われている。とくにここでは、

戦後の財政論の領域で活発に交わされた論争の一つである均衡予算の乗数効果について、租税および財政支出と消費に関する仮定、投資・輸出入に関する仮定、およびタイム・ラグと完全雇用状態の仮定について、単純化された仮定をはずせば、なにがいて、なにがいえないかが明らかにされている。

第三章「財政政策と経済安定」は、まず経済安定政策の目標について、完全雇用と安定価格の維持という二元的把握を強調し、後進国や中進国では、完全雇用の維持にかえて、生産能力の正常な完全利用状態の維持を政策規準としてあげている。そしてこの政策規準を満すべく、補正的財政政策に要求される諸条件を分類し、それらにしたがってえられた各種の財政的措置を検討して、経済安定計画の一環としての補正的財政政策のあり方と、その果すべき役割を明らかにしている。その方向の一つは、補正的財政政策における消極的立場として、「予算の構造的伸縮性」に期待する「自動的安定予算政策」と、積極的立場としての「定式的伸縮性」の利用も含めた「統制的補正予算政策」とを、それぞれ比較検討することにもみられる。いま一つの方向は、補正的租税政策と補正的経費政策のそれぞれがもつ個別的補正措置について、それらに特有の消極的ないしは積極的な安定効果を具体的に検討することにある。そしてここでえられた結論をまとめれば、財政の構造的伸縮性を利用する消極的な補正措置のみでは、安定効果が不十分であり、行政的ないし立法的な自由裁量による積極的な補正措置をも必要に応じて利用すること

により、安定効果の実をあげるべきだ、ということに帰着するであろう。

最終章のテーマは「財政政策と経済成長」である。ここでは、財政に課せられた経済安定という短期的役割につけ加えて、経済成長過程における財政の起動的役割を重視し、経済成長を社会的に望ましい程度に、積極的に促進する努力を中心に考察されている。はじめに、経済成長のための財政政策の基本的課題と、それを解決するためにとらるべき基本的諸方策の輪郭が明らかにされ、成長モデルを利用する分析手法にしたがって、説明が押しすすめられている。そして、この説明を通じてえられた理解の下に、「資本不足国」ととりあげ、そこでの長期的財政政策の課題について、さらに修正と補正とをつけ加えている。長期政策の特殊問題としての租税、経費および債務処理の各分野のうち、とくに「直接課税と経済成長」の課題が微細に互に検討されている。その観点は、経済成長に対して望ましい経済的効果をもつ租税制度を樹立するためには、個々の課税方法を改善するだけでなく、さらに各種租税に適切なウェイトをおいて、最適な租税体系を構成する必要があることにある。この観点からして、まず個人の貯蓄意欲および貯蓄能力に与える所得課税の影響をみ、経済の蓄積能力を積極的に高めることが要望される場合の、個人貯蓄に対する誘因を強化するような所得税制の改革方式に考察を加える。同じく、成長過程において主導的役割を演ずる企業投資について、法人税の投資阻害効果を順次とりあげ、その効

果を是正するためにとられるべき措置（税率軽減、内部留保に対する税率軽減、高速償却、投資特別控除）について検討し、それらが他の政策目標（経済安定、公正等）とどのように矛盾するかについて、補足的な説明が加えられている。

### (三)

はじめに述べたように、財政政策理論の発展途上において、現在はその第三段階にあるといえるならば、本書はまさに、第三段階にたつ財政政策理論の全貌を明らかにするものである。したがって、本書の特色を求めるとすれば、旧来の財政学書の体裁をまったく離れ、ゆたかに配慮された斬新な構想の下で、財政政策に要請される最も現代的な課題に答えようとするところにみいだせるだろう。その意味では、財政政策理論を学ぶ者、あるいはその発展に寄与しようとする者とを問わず、本書の劃期的出現を看過することはできないと思う。

このことはしかし、財政論の分野で論証すべき課題を、本書がすべてつくしていることを指すものではない。また著者自身そのような理解を不本意とされるであらう。

いわゆるケインズの財政論ではつくせなかつた財政政策上の課題が、本書においては、とくに経済成長と安定という課題の下に周到な分析が下されている。それは、現代財政政策に与えられた課題をしぼって、完全雇用と経済安定および成長の三つに集約するという

観点を著者が選んだからにはかならない。したがって、財政政策と経済安定および経済成長において、それぞれ個別的経費、租税のもつ安定効果と成長効果を論ずるさいに、法人税であれば、法人税措置のもつ相互に矛盾した安定と成長に対する効果も論及されねばならない。税率軽減、高速償却制度の強化、投資特別控除の採用等が経済成長を促進するとしても、経済安定効果は逆に弱められる結果は、本書において指摘される通りである。しかし、なぜ経済成長を促進するこれらの措置が、経済安定を阻害するにもかかわらず現実採用されようとしているかについては、とくに言及されているところはみあたらない。それがよってくることの原因のひとつは、著書が「分配の平等性」の改善を「経済組織の効率性」と並んで、財政政策の必要かつ十分な領域の一つとしたにもかかわらず、公正に対する考慮は、結果において副次的に扱ったからではあるまいか。このことはしかし、著者が政策規準として分配の平等性を導きだしてくる手続を指しているのではない。ただ、経済学者が社会の価値判断を解釈したり従うだけでなく、採用すべき価値判断の選択とその方策のために積極的に考究すべき責任を痛感するからにはかならない。

もともと、個別的な財政措置のひとつをとりあげても、十全な理解と判断を下すことは容易ではない。法人税をとってみても、その転嫁帰着について明確な判断が下されているわけではない。著書のように、グードの見解にしたがって、短期においては転嫁されない

とする立場もあれば、ポールディングやウィーサーズのように、その転嫁に確信をもつ立場もある。あるいはまた、マスグレーヴ、ジャップ、コルムのように、部分転嫁を認める中間的立場もある。したがって、法人税のいかなる部分が社会の異なる経済的グループによって負担されるか、あるいは法人課税ののち税負担がいかなるひとびとに波及し帰着するか、さらにその転嫁がいかなる経済諸変数の変化を通じておこなわれるか、などに関して疑問が残されたままになっている。とりわけ、本書において二つの政策規準のうちの一つとして「分配の平等性」を掲げるならば、このような考察は不可欠と思われる。また長期的観点にたてば、法人税転嫁を否定することも容易ではない。そうであるとすれば、経済成長の下での転嫁可能な法人税の規模については、法人税率と利潤率、需要成長率、需要と供給の弾力性等の関連について、転嫁の軌跡を明確にすべき作業が残されているといえよう。

経済成長と財政支出との面をみると、まず公共投資の拡充があげられ、同時に公共投資領域が蒙るべき限界について指摘されている。確かに公共投資を通じて、完全利用成長率自体を長期的に変化させることは、その主体である公企業の国民経済に占める地位を拡大ないし縮小させることなしには、またその実施可能性からみて、困難となる。この問題はいわゆる財政投資の投資規準の問題にながっている。とくに、資本不足国における公共資本形成の重要性は、著者も指摘するように、後進国の経済開発において、社会的間

接資本の建設に高い優先度が与えられねばならないという点で、広く見解の一致をみている。この場合留意すべきは、財政投資を財政融資と公共投資とにわければ、応々にして前者が看過されることである。後者は技術的外部経済を造出するものとして論及されること少なくない。しかし、財政融資がいわゆる金銭的外部経済の造出過程を考慮しながら、資源の最適配分を維持し、またそのように民間投資を誘導することに意義が認められるならば、ここでは民間投資全体の資金計画に与える効果の上から見落すことができないのではないだろうか。財政融資と公共投資とは同じ規準が適用されるわけではない。ただ社会の生産能力におよぼす効果が明白に現われるような限界の場合には、金銭的外部経済の規準が公共投資にも適用できるであろう。

最近、ザックス、ウィクセル、リンダール、ウィーザー等の提起した財政学上の古典的課題に対する再検討の声が、サムエルソン、マスグレーヴ、ピコックらによってあげられている。これが財政学(Public Finance)から財政政策(Fiscal Policy)へとおこなわれた転換を、いま一度再転換せしめることを意味するかどうかは別としても、財政政策理論に問われるべき課題が、幾多残されていることを示唆するものであることは疑うべくもない。本書の通説によって誘発された私なりの感想は、著者に対して過大な要求を投げかける結果に終わったのではないかと恐れているが、現代財政政策の理論自体が発展途上にあることを考えあわせれば、読者ならびに著

者も諒とせられるに違いない。このことは同時に、本書の内容と水準がそれほど高いことを示しているものであり、まだまだ安心して私は、本書に対して望外の感想をつけ加えることができたのではないかとさえ考えている。(昭和三十三年五月、創文社刊、四八〇頁)

(古田精司)

坂田吉雄編

### 『明治前半期のナショナルリズム』

明治の前半期といえは、日清戦争を経てようやく本格的段階に入る日本資本主義のいわば創世期で、経済的には資本の原始的蓄積の時代、政治的には絶対主義政府成立の時代というように、その後の日本資本主義の発展を規定すべき幾多の要因を育てた重要な時期である。坂田教授を中心とする京都大学人文科学研究所日本部の人々は、昭和二十九年四月以来「明治社会の研究」というテーマで共同研究を続け、「明治前半期のナショナルリズム」と題して最近その多年の成果を発表された。

まずこの題から考えられる問題点を出してみよう。

第一にナショナルリズムの意味について。これは国家主義、国民主

義、民族主義などと異なった内容の言葉に訳されるが、各国の資本主義の発展段階、及び世界資本主義の中に占める位置の差に応じてその実態は極めて変化に富むものであるから、資本主義発展の全体としての構造の中でその意味が把握されなければならない。

第二に、個々のナショナルリズムを扱う場合、その思想運動を担う階級の性質が明らかにならねばならぬし、またナショナルリズムという以上一国を包括するものであるから、その階級以外の人々のこれに対する態度、力関係を究明することによって、全体の構造が具体的に描き出されねばならない。(従来のナショナルリズムの研究は、その統一性に眼を奪われて内部の階級分析が弱く、従ってナショナルリズム運動の科学的考察が行われなかった。)

第三に、日本におけるその特殊性について。日本のナショナルリズムはきわめてユニークなものであって、ヨーロッパの初期ナショナルリズムに共通する近代国家形成・国内統一市場の成立という面がある一方、アジアの民族主義と共通する反ヨーロッパ的な面も強い。しかもアジアの先進国として、超国家主義的侵略も行ったのだから、いわば国民主義、国家主義、民族主義の三要素が、明治の前半期という短い時期の中ですでに複雑にからみ合っていたと云える。それをどのように把握するか。

第四に、日本古来の儒教思想が、外来のヨーロッパ文明受容の際に対立するのだが、それはナショナルリズムの運動とどのように関連するか。